

【会議の概要】

会 議 名：平成 28 年度第 2 回加古川市障害者施策推進協議会

日 時：平成 28 年 10 月 24 日（月）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで

場 所：加古川市役所 10 階 大会議室

議 題：（仮称）加古川市障がい者基本計画及び第 4 期加古川市障害福祉計画について

出 席 者：委員 9 名、市（事務局）10 名

公開・非公開の別：公開（傍聴人 0 名）

【協議の概要】

平成 29 年度を初年度とする（仮称）加古川市障がい者福祉基本計画 及び 平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする第 4 期加古川市障害福祉計画の進捗状況について協議を行った。

（１）（仮称）加古川市障がい者福祉基本計画

事務局より①計画の名称・期間及び②本市の障がい者施策の現状と課題の説明があった。
これについて、意見交換を行った。

（２）第 4 期加古川市障害福祉計画

事務局より事業の進捗状況の報告があった。
これについて、意見交換を行った。

【協議の詳細】

（１）（仮称）加古川市障がい者福祉基本計画

事務局より①計画の名称・期間及び②市の障がい者施策の現状と課題の説明があった。
これについて、意見交換を行った。

意見交換の要旨

①計画の名称・期間について

- 名称を『加古川市障がい者基本計画』とすることについて

[事務局]

- ・現在の『加古川市障害者福祉長期計画』から『加古川市障がい者基本計画』に変更したい。

『福祉』という言葉は、広義では幸福や生活の安定、充足の意であるが、一般に社会福祉を連想することが多く、今回の計画は教育やユニバーサルなまちづくりなどを含むものであることから、いわゆる障害福祉の分野に留まる計画ではないということを打ち出すため、『基本』計画としたい。『障がい者』の表記は、現在本市では人を意味する場合の『障害（がい）』の字は平仮名表記にすることとしているためである。

[委員]

【異論なし】

- 期間を 7 年間とすることについて

[事務局]

- ・前回の協議会で 6 年間として提示したが、その際、委員より別の意見があったため再度市として検討をした結果、平成 29 年度を初年度とする平成 35 年度までの 7 年間の計画としたいという考えに至った。前回の協議会では、3 か年計画の障害福祉計画との関係の中で、基本計画を 6 年として基本計画を策定した翌年度に障害福祉計画を策定することで基本理念に基づいたサ

ービスの計画を策定できるという考え方でいたが、障害福祉計画と始期・終期をあわせた方が同じ理念の下でより効果的に計画を進めていくことができるということで改めて考え方を整理している。今回策定する基本計画は、次期基本計画の始期が第7期障害福祉計画の始期と合うようにするため、7年間の計画としたい。

[委員]

【異論なし】

②本市の障がい者施策の現状と課題について

(現加古川市障害者福祉長期計画 P.52、53 の施策体系ごとに整理)

➤ 『相互に理解し支えあう地域福祉の推進』について

[事務局]

・『啓発・広報活動の推進』

今後も障がい者団体との連携を図りながら啓発活動を進めていく必要がある。

市民アンケートからも障害、障がい者に対する理解の促進が強く望まれていることがわかる。

・『交流とふれあいの推進』

地域で交流する場合に、障害の有無に関わらず参加できるよう周囲の理解や合理的配慮の提供がより浸透しなければいけない。

・『地域福祉活動の推進』

現在取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築を更に推し進める必要がある。

また、民生委員・児童委員は、高齢者の見守り世帯の部分で行政と関わりが強いが、障がい者福祉における関わりは今後の課題である。

・『市民主体の地域福祉活動への支援』

社会福祉協議会を中心にボランティア活動の活性化を進めているので、社会福祉協議会との連携を更に深める必要がある。

市民アンケートの結果からもボランティアへの一定のニーズがあると見ている。

➤ 『自立生活を支援する福祉サービスの推進』について

[事務局]

・『相談支援の充実』

計画相談支援の普及により事業者が増加したが、経験が浅い事業者もあることが課題である。

また、基幹相談支援センターの設置が強く望まれている状況であり、同センターを早急に設置し、そこを中心とした相談支援ネットワークの形成が必要だと考えている。

・『各種福祉サービスの充実』

トイレを含めて車椅子利用者に対応できる日中活動の事業所が少ないと認識している。

また、介護保険制度とのスムーズな連携も今後大きな課題になってくると考えている。

市民アンケートからは移動に関する支援や緊急時の受入れ体制に関するニーズが高いことがわかる。

事業者アンケートからは障がい者の自立を支援する支援体制の充実が重要だと考えられていることが読み取れる。

・『コミュニケーション手段の充実』

現在策定中の「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」に沿った事業展開が必要となる。

また、手話通訳者の派遣事業の件数は年々増加傾向にあるが、要約筆記者も含め、登録される人が少ないことが課題である。

・『居住への支援の充実』

グループホームの整備が大きな課題であり、事業者の進出が進まないことに対する施策が必要だと考えている。

また、親亡き後の不安の解消の面では、グループホーム、入所施設の充実が求められていると感じている。

事業者アンケートからはグループホームへの参入を考えている法人は13法人あるということがわかったが、土地や建物、スタッフの確保が課題だと認識されている状況である。

・『権利擁護の推進』

虐待防止センターを平成24年度に設置している。

成年後見制度に関して、市長申し立てによる成年後見制度の利用という方法があるが、その件数は少ないので制度の周知が必要だと考えている。

また、差別解消に関して、今後、制度の周知や具体的な事業展開が必要である。

市民アンケートからは障害を理由として差別を受けたことがあると感じている人が多いことがわかる。成年後見制度の周知の必要性もわかった。

⇒[委員1]

障害者差別解消法が4月1日に施行され、本市行政も合理的配慮の提供の浸透などに取り組んでおり、また、各課での状況等についても検証すると聞いているが、合理的配慮の判断の中でそれが過重な負担になっているのか見極めが難しいことが多々あると思う。第3者委員会のような客観的に判断をすることがあって差別解消法の浸透ができれば、より納得がいく形で市民の様々なニーズへ対応できると思う。

[委員2]

差別解消のために地域協議会が大きな鍵を握っていると聞いているので、地域協議会をこの7年の計画に入れて設置を検討してほしい。

⇒[事務局]

現在各課に、どんな事例がありどんな対応をしたのかを照会している。それをデータベース化して、合理的配慮の提供はどうすべきかということを具体的な事例で各課に情報提供できるような体制を組んで、合理的配慮の提供がスムーズに市の職員から行えるようにしたい。

また、合理的配慮の提供が過重な負担か客観的に検証できる場が必要ではないかということだが、現状としては障がい者から合理的配慮の提供の申し出があったときに、担当部局と当事者の話し合いの中で対応を協議していくと本市の職員対応要領に記載している。ただし、様々な部局から、過重な負担とはどういうものか、それぞれの申し出の内容が違いため判断することが難しいと聞いている。

地域協議会の設置について、市として前向きに考えている。既存の協議会にその機能を持たせることを検討しており、具体的には、自立支援協議会に現在はいくらし・こども専門部会としごと専門部会の2つの専門部会があるが、そこへ新たに地域協議会の専門部会を設けることができないか検討をしている。

➤ 『健やかな自立生活を支える保健・医療の推進』について

[事務局]

・『障害の早期発見・早期治療の推進』

乳幼児健診や就学前健診、平成 28 年度から設置した子育て世代包括支援センターなど、各機関が実施している事業の連携を深めていく必要がある。

⇒[委員]

本市の就学前教育は、3 歳児健診に始まり、2 園の幼稚園で 3，4 歳児の特別支援ルームがあつて、5 歳児はほとんどの幼稚園で支援学級が設置されているということで、近隣の市町にもないぐらいに充実していると聞いているが、2 園に設置されていた 3，4 歳児の特別支援ルームは今年から設置されなくなつたと聞いた。

早期の治療、教育をして義務教育につないでいくという体制は本市の大きな目玉になるので、是非今後推進してほしい。

・『健康管理・増進施策の充実』

平成 28 年より精神のピアカウンセリングを開始した。

・『医療・診療体制の充実』

夜間急病や休日診療の救急の受入れ体制の維持、更なる充実が必要になる。

市民アンケートからは障害に対応できる医療機関の充実が望まれていることがわかる。

・『精神障害者医療の充実』

市内にデイケア・ナイトケアを実施する医療機関が少ないことが課題だと考えている。

・『医療費助成の実施』

手当の支給を含め、経済的負担の軽減が市民から望まれている施策である。

➤ 『自己の能力を最大限に発揮できる体制づくり』について

[事務局]

・『療育の充実』

こども療育センターを中心に事業を展開しているが、発達障害に関する相談が増加傾向にある。

就学前から就労、社会生活までのライフステージごとのつながりを深め、切れ目のない支援体制を構築する必要があると考えている。

市民アンケートからは療育指導の充実についてニーズが高いことがわかる。

⇒[委員]

こども療育センターの体制だが、非常にニーズが高く、最近は特に発達障害の相談が非常に多いため、3，4 か月待ちでないと初診で見てもらえない状況があると聞いている。スタッフの充実等を含めて、改変が望まれる。

⇒[事務局]

今のところ医師 2 名体制で診療しているが、それ以上に発達障害に関する診療のニーズが高まっており、療育センターとしてもどう対応していけばいいのかを研究・対処中と聞いている。スタッフの充実を含めて非常にニーズが高いところで、こども部とともに検討していきたい。

・『就学前教育の充実』

保育士、幼稚園教諭などの専門性の向上が欠かせないので、現状でも研修を行っているが更なる充実が必要であると考えている。

⇒[委員]

指導者の専門知識の習得は喫緊の課題だと思う。若い人がたくさん入ってきているが、その専門性の向上には非常に時間がかかり、障害特性に応じたサポートをすることは経験が非常に必要であるので、体系的に力をつけて、本市の教育を支えていくことを是非お願いしたい。

・『発達障害者（児）への支援』

クローバーと連携しているが、教育分野についてはインクルーシブ教育の理念の下、スクールアシスタントの更なる充実が必要である。

市民アンケートからは本人に合った教育の充実が望まれていることがわかる。

・『教育相談・教育指導の充実』

主に教育委員会で相談体制の充実を図っており、教育相談員や心理相談員を配置している。

市民アンケートからは相談体制の更なる充実が求められていることがわかる。

・『教育環境の整備』

バリアフリーやトイレの洋式化を進めているが、エレベーターの設置状況は小学校が 30%弱、中学校が 15%強で、今後の設置について検討しているところである。

市民アンケートからは障害に配慮した施設の整備が望まれていることがわかる。

・『放課後（学校外）活動の充実』

児童クラブや放課後等デイサービスは拡充されてきており利用者も増えてきている。

児童クラブは必要に応じて職員の加配を進めているが、小学校 6 年生までに対象を拡げていくという取組の中で、支援者・補助員を確保していくことが課題である。

放課後等デイサービスは現在原則月 15 日までという基準があるが、それを増やしてほしいという声が多く寄せられている。

⇒[委員]

学齢期のこどもがいる親には、この時間は取り戻せないので大事にするよう様々な機会で言っているが、働く親も増えていて、こどもと向き合い障害を受容して親としての意識をしっかりと持ちながら働けている人もいる。すごく難しい話ではあるが、15 日という支給日数では働けないと思うので、働く人が仕事をできるよう少し増やしてもいいと思う。近隣の市町の支給日数が増えているという事情もあり加古川はなぜという声もよく聞く。

⇒[事務局]

働く親の支援の面と療育の面の双方で考えていかなければいけないので、そのバランスが取れた理念をもって対応していきたい。

・『障害者の学習機会の充実』

障がい児（者）家庭教育学級の交流学習会や障がい者団体連絡会の研修会から進めている。

・『障害に対する理解を深める教育の推進』

学校で福祉教育の時間を設けており総合学習の中で一定の時間を取っているが、更なる充実が必要だと考えている。

・『施設の整備・充実』

順次改修を進めているが、市民アンケートからは障がい者用トイレや休憩所などバリアフリーやユニバーサルデザインが求められていることがわかる。

・『事業の推進』

障がい者スポーツを進めていく必要があると考えているが、施設の整備や指導者の育成が課

題である。

また、障がい者の余暇活動が充実する場や機会の提供をより充実させていく必要がある。

➤ 『就労を通じ社会的自立をめざす環境づくり』について

[事務局]

・『企業に対する啓発の充実』

就労支援センターを含めてハローワークとの連携が必要である。

・『障害者の就職促進』

就職後の定着について、障害者就業・生活支援センターとの連携が必要である。

・『行政における雇用の推進』

障がい者雇用を進めているが、法改正への対応や精神障がい者雇用を更に進める必要がある。

・『就労の場の充実』

就労継続支援B型事業所は非常に増加しており、また、就労継続支援A型事業所も少し増加しているが、最低賃金を支払うための仕事量の確保や仕事の内容に課題があると見ている。

市民アンケートからは在宅勤務を望む人が一定数いることがわかる。

➤ 『市民すべてにとってやさしいまちづくり』について

[事務局]

・『福祉のまちづくり気運の醸成』

自転車マナーや高齢ドライバーに対する啓発がより必要になると考えている。

・『都市基盤の整備・充実』

兵庫県福祉のまちづくり条例や公共サイン整備基本方針に基づき都市基盤の整備を進めている。

鉄道駅のバリアフリーは順次進んでいるが、北へ延びているJR加古川線の日岡駅はバリアフリー法の対象外である。山陽電車の尾上の松駅は今後整備をしていく予定である。その他の市内の駅は既にバリアフリーとなっている。

・『市営住宅の整備』

古い建物が多く、長寿命化計画に基づき改修を進めているが、車椅子対応の住宅は少ない現状がある。

・『防犯・防災対策の推進』

加古川防災マップを全戸配布して啓発を図っている。

また、避難行動要支援者制度の周知を進めているが、地域における担い手の意識に温度差があり個別支援計画の作成が進んでいない現状がある。

・『移動手段の整備・充実』

現制度の見直しや同行援護のガイドヘルパーの養成が求められている。

市民アンケートからは交通の便の充実が望まれていることがわかる。

◆ 加古川市障がい者基本計画全体に対する委員からの意見

・共生社会の理念について

現状と課題を踏まえて今後どういう方向へ進めていくのかということになるが、常に共生社会という理念に照らしてほしい。

例えば『療育の充実』や『放課後（学校外）活動の充実』で、市民アンケートでは、放課後等デイサービスの支給日数を増やしてほしいという声が多いが、一方的に放課後等デイサービスばかりを充実させることは小さな年代から健常児とは別の場を作っていくことにつながり、

共生社会という理念と逆の場を作ってしまうことになるので、加古川市としてどう取り組むのか検討してほしい。

全国的に見ても児童クラブでの障がい児の受入れは3年で1.1倍程の伸びであるが、放課後等デイサービスは1.9倍から2倍程になっている。これでは共生社会と全く別の方へ進んでしまっている。

⇒[事務局]

放課後等デイサービスと児童クラブとのバランスをどう取るのか、児童クラブで障がい児を受け入れているところもあるので、教育委員会と共に考えていく必要がある。

・当事者の参画について

当事者の意見を施策に反映するという文言が直接がない。

相談部門に限らず、広報・啓発部門でも当事者からの発信という視点が必要である。

⇒[事務局]

当事者の意見は非常に重要だと認識している。

この計画や手話言語条例の検討の機会それぞれの障がい者団体と話し合う機会があり、市として改めて重要性を認識したところである。

当事者の求めることをどのように市民へ発信すれば共生社会が生まれるかを考えている。

その視点も入れて、施策としてどう計画に表現できるか検討していく。

・協議会への市職員の出席について

障がい者計画の策定においては、福祉部局だけでなく、教育委員会、児童部局、住宅整備部局などの関係各課の職員にも出席してほしい。

（２）第４期加古川市障害福祉計画

事務局より事業の進捗状況の報告があった。

これについて、意見交換を行った。

意見交換の要旨

➤ 相談支援体制の仕組みづくりについて

[事務局]

・基幹相談支援センターの設置について

昨年度は2市2町での広域設置を検討していくとしていたが、現在は各市町において設置するという方向性になっている。本市においては、平成29年度内の設置に向けて事務を進めている。

・ピアカウンセリング事業への支援について

平成28年度から精神障がい者ピアカウンセリングを開始したため、これで身体・知的・精神の3障害のピアカウンセリングの整備ができた。

⇒[委員]

まだ利用者は少ないと聞いているが、精神障がい者は中途発症で当事者でないとわからないことがあるため、当事者による支援は重要である。

➤ 自立した生活と社会参加への支援について

[事務局]

・障がい者のコミュニケーションを支援するための条例について

現在検討を進めており12月議会で提案する予定としている。

- ・避難行動要支援者制度など災害時の安全確保について

引き続き制度の周知を働きかけるが、平成 28 年 5 月よりヘルプカードの配布を開始しており、これも活用して緊急時の安全確保を進めていきたい。

- ・福祉避難所について

これまでは高齢者施設を中心に設置されていたが、8 月に入所の障害福祉サービスの 4 施設と協定を締結した。その他にも養護学校や高齢者施設など 7 法人が追加となっている。

- ・差別解消について

平成 28 年 1 月 26 日付で本市職員の対応要領を策定している。今後は市民や事業者に対する啓発や具体的な取組みを促す仕組みづくりが必要だと考えている。

- ・グループホームの整備について

予算措置を行ったがなかなか進まなかったところである。事業者の参画を促進するための経費の補助などを来年度予算に反映させていきたい。

⇒[委員 1]

平成 29 年度から初期経費への補助の予算を検討しているということで喜ばしい。

一方で、市営住宅の老朽化による改修に関して、住宅の整備計画にグループホームのことは盛り込まれているのか。全国的に見て、市営住宅をグループホーム等に活用しているところの 6 割程が大阪に集中している。住宅整備部局が関心を持たないと進まない。そこが進めば市内の建設ニーズに対して前進するものがあると思う。

[委員 2]

グループホーム事業への進出に 13 法人が関心を示しているということは朗報である。

⇒[事務局]

グループホームに関しては、地域移行の目標もあるので積極的に拡充を図っていきたい。

場所の問題や職員の確保が難しいという点でグループホームの事業に進出しづらいとヒアリングなどで確認している。

まずは整備を図る部分について、国・県でも施設の整備への補助はあるが 1 年以上の準備期間が必要になるので、市としては、例えば中古物件を買い上げて早く立ち上げたいというところもあるので、そういったところへの支援で予算化できればと考えている。

- ・地域生活支援事業の基盤提供の整備について

平成 28 年度から一時預かりの充実を図るという目的で日中一時支援の送迎加算を実施し、利用者の拡大を図っている。今後は短期入所事業所の整備、訪問入浴事業の助成の充実を進めたい。

➤ 就労支援と雇用促進について

[事務局]

- ・自立支援協議会による課題の検討について

困難事例の検討を重ねて、地域の課題を浮かび上がらせているところである。しごと専門部会では車椅子利用者のトイレ介助を中心とした事例について解決策がないか研究を行った。

また、地域の連携強化が必要ということで引き続き事業者意見交換会を開催した。

- ・障がい者雇用率について

本市では昨年度は 2.44%、今年度は 2.3%となっている。

以 上